

農業委員会委員選挙

4月17日(日)は農業委員会委員選挙の投票日です

農業委員会は、農地の利用に関する調整などを行う行政委員会です。榛東村の農業委員会は現在21名の委員で構成されていて、その内2名が議会と農協の推薦を受けて選ばれる委員(選任による委員)で、19名が選挙により選ばれる委員となっています。

このたび、農業委員会の任期満了(5月13日)にともなう農業委員会委員選挙が4月17日(日)に次のとおり行われます。選挙権を持つ農業者などの方は、必ず投票をしてください。

○告示日(立候補届出日)

■日時：4月12日(火) 午前8時30分～午後5時

○期日前投票・不在者投票

■日時：4月13日(水)～4月16日(土) 午前8時30分～午後8時 ■場所：榛東村役場

○投・開票日

■日時：4月17日(日) 午前7時～午後6時(開票：午後7時～)

○投・開票所

第1投票所…3区コミセン 第2投票所…中央公民館 第3投票所…9区コミセン 第4投票所…南部コミセン
開票所…中央公民館

○立候補予定者説明会

立候補予定者説明会を次のとおり実施します。立候補を予定している方はご出席ください。

■日時：3月23日(水) 午後1時30分 ■場所：榛東村役場 村民ホール

※立候補届出書を配布します。

▶お問い合わせは、選挙管理委員会(☎54-2211 内線254)へ

住民異動届について

異動の届け出は14日以内に

○異動後、早めの届け出を

住所が変わった時や、世帯に変更があった時は、村に住民異動届の提出が必要です。異動した日、または世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。届け出が1年以上遅れると5万円以下の過料の対象となります。また、転出届は異動する予定日の1カ月前から提出できます。住民異動の届け出は、役場1階住民生活課へお願いします。

○住民の権利を失わないために適正な届け出を

住民票を残したままでその場所に住んでいないことが分かったときは、村の職権で住民票を消除します。住民票が消除されると村の各種サービスが受けられなくなるなど、村民としての権利がなくなってしまいます。本村に引っ越してきた後、転入届を出さない場合も住民としての権利は守られません。必ず適正な届け出を行ってください。

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

届け出は原則として異動者本人が行ってください。世帯主か世帯員(同居人を除く)も届け出はできますが、親権者の届け出が必要な場合もあります。同居人や世帯員以外の代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

■転入・転出届…村内あるいは村外に引っ越しをしたとき

■転居届…村内で引っ越しをしたとき

■世帯主変更届…世帯主の変更や世帯を分離合併したとき

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線123)へ

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

最近、狂犬病予防注射の接種率が低下する傾向が認められますが、犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成23年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

月日	場所	時間
4月28日(木)	5区コミセン	9:00 ~ 9:30
	1区コミセン	9:45 ~ 10:15
	3区コミセン	10:30 ~ 11:00
	7区コミセン	11:15 ~ 11:45
	12区コミセン	13:00 ~ 13:30
	9区コミセン	13:45 ~ 14:15
	中央公民館東駐車場	14:30 ~ 15:00
4月30日(土)	10区コミセン	9:00 ~ 9:30
	北原ふれあい農園	9:45 ~ 10:15
	南部コミセン	10:30 ~ 12:00
	下の前集会所	13:00 ~ 13:30
	旧広馬場ゲートボール場	13:45 ~ 14:15
5月20日(金)	13区コミセン	14:30 ~ 15:00
	3区コミセン	9:00 ~ 9:30
	中央公民館東駐車場	9:40 ~ 10:10
	北原ふれあい農園	10:20 ~ 10:50
	南部コミセン	11:00 ~ 11:30
	旧広馬場ゲートボール場	11:40 ~ 12:10

■料 金

	平成7年度以降 登録済の犬	未登録の犬
新規登録料	—	3,000円
注射料金	3,300円	3,300円
合 計	3,300円	6,300円

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月中旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。4月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる可能性があります。
 - ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
 - ③飼い犬の所有状況に變動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
 - ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。また、飼い犬が行方不明になった場合は、住民生活課または渋川保健福祉事務所(☎22-4166)へ必ず連絡してください。
 - ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、渋川保健福祉事務所へ連れて行ってください※。どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により30万円以下の罰則の対象となります。
- ※渋川保健福祉事務所の犬の受け入れ(毎月第1・3火曜日 午前9時~10時 印鑑・手数料持参)
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

福祉タクシー利用助成制度

利用券の平成23年度申請の受付を始めます

平成22年度中に支給されたタクシー利用券は、平成23年3月31日が有効期限となります。4月1日以降のタクシー利用券については、再度申請が必要となります。

■対象…次のいずれかに該当するもの(世帯内に自動車を有し、かつ運転できる方がいる場合は該当になりません。)

- ①70歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②児童を養育する母子家庭の世帯
 - ③児童を養育する父子家庭の世帯
 - ④父母のいない児童を養育している世帯
 - ⑤身体障害者手帳1~3級
 - ⑥療育手帳A判定
 - ⑦精神障害者保健福祉手帳1級
 - ⑧その他村長が必要と認める者
- ※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

なお、上記にあてはまらなかった場合でも、病院などに出かけるための交通手段がない場合については、役場子育て・長寿支援課へご相談ください。

■申請方法…所定の申請書に必要事項を記入・押印し、地元の民生委員に署名をもらった上で、子育て・長寿支援課へ申請してください。

■利用券…1カ月あたり5枚、申請月から平成24年3月までの分をまとめて支給します。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

広告を募集します

新たな財源の確保を目的として、広報しんとうと村が使用する封筒に掲載する広告を募集します。

○広報しんとうへの広告掲載

■広報しんとうの発行概要

- ・体裁 A4版右綴じ 2色刷(シアン) 表紙と裏表紙のみカラー 12～16ページ(発行月により異なる)
- ・発行 月1回 毎月第3金曜日発行 5,100部 村内へ毎戸配布
- ・広告掲載位置 裏表紙の裏面(6枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 1枠あたり縦44mm×横91mm ・料金 1月あたり村内事業者2,000円、村外事業者3,000円
- ※掲載期間は1年間(12回分)を上限とします。
※複数枠の申し込みも可能です。

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、原則として発行月の2カ月前までにお申し込みください。申込受付後、審査を行い掲載の可否を決定し、申込者へお知らせいたします。また、枠が埋まり次第申込受付を締め切ります。広告掲載位置は、申し込み順により決定します。

○封筒への広告掲載

■封筒の発行概要

- ・体裁 日本工業規格で規定する長形3号封筒
- ・部数 17,000枚以上 (村が文書等を発送する際に使用します)
- ・広告掲載位置 封筒裏面(5枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 縦30mm×横90mm ・料金 25,000円

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、平成23年4月8日までにお申し込みください。申込者多数の場合は、抽選により広告主を決定します。また、広告掲載位置についても抽選で決定します。

○共通事項

■掲載できる広告

村の公共団体としての品位、公共性および公益性を妨げるような広告は掲載することができません。

■広告の原稿

原稿は広告主が作成し、村が指定する期日までに提出してください。

■広告主の責任

広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うこととします。

■広告掲載契約

広告掲載が決定した場合、広告掲載契約を締結します。契約締結に係る費用(収入印紙)は広告主の負担とします。

■広告掲載料の支払

広告の掲載が決定した場合、広告掲載料の納付書をお送りします。必ず納付書に記載された期日までに広告掲載料をお支払いください。

■広告掲載の中止

広告掲載が決定した後であっても、広告主が各要綱および契約に違反した時や指定した期日までに広告掲載料の支払いが行われない場合などは、広告の掲載を中止する場合があります。

■その他

榛東村ホームページにそれぞれの広告掲載申込書と要綱を掲載しています。詳しい内容は要綱をご覧ください。また、榛東村ホームページに掲載するバナー広告も随時募集しています。

榛東村ホームページ <http://www.vill.shinto.gunma.jp>

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線256)へ